

第二十二回 参議院建設委員会會議錄第十号

昭和三十年六月七日(火曜日)午前十時
四十分開会

委員の異動

六月三日委員平林剛君及び近藤信一君
辭任につき、その補欠として湯山勇君
及び若木勝蔵君を議長において指名し
た。

六月六日委員若木勝蔵君辭任につき、
その補欠として近藤信一君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

石原幹市郎君
小澤久太郎君
酒井 利雄君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
北 勝太郎君
前田 穰君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君

國務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

政府委員

建設政務次官 今井 耕君

事務局側

常任委員 菊池 瑋三君
會専門員

常任委員 武井 篤君
會専門員

説明員

建設省住宅局 鮎川 幸雄君
住宅経済課長

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出頭に関する件

○住宅融資保険法案(内閣送付、予備
審査)

○委員長(石川榮一君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

お諮りいたしますが、今月三日委員
の異動によりまして、理事が一名欠員
になっております。この際、補欠互選
を行いたいと思存しますが、この補欠互
選は、成規の手続を省略いたしまして
て、委員長から指名したいと思存し
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異存がない
と存じますので、それでは理事に近藤
信一君を指名いたします。

○委員長(石川榮一君) 次に、参考人
の出席要求に関する件についてお諮り
いたします。目下本委員会で審査中の
国設住宅法案、日本分譲住宅公社法
案、日本分譲住宅公社法施行法案、そ
れから日本住宅公団法案、及び住宅融
資保険法案、以上五法案につきまし
て、参考人として、ただいま皆さんの
お手元に差し上げております東京大学
教授杉村章三郎君、日本建築学会長武
藤清君、長野県知事林虎雄君、生命保
險協會財務委員長本間喜一君、東京都

住宅協會管理部長吉沢孝治君、清水建
設研究部長久良知丑二郎君、主編楠木
なつ子君、この七名の方々の出席を求
めまして意見を聴取したいと思存し
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異存がない
と存じますので、さよう決定いたしま
して、

次に、この出席要求に関する手続等
の事務につぎましては、委員長に御一
任願いたいと思存しますが、御異議ご
ざいせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと
認めまして、さよう取り計らいます。

なお、参考人から意見を聞く委員会
の日時につぎましては、来たる九日
(木曜日)午前十時といたしたいと思
存します。ぜひ多数の御出席をお願い
したいと思存します。

○委員長(石川榮一君) 次に、住宅融
資保険法案を議題に供します。

本案は去る三日本會議において趣旨
の説明を聴取したのでありますが、本
委員会としてもあらためて政府から提
案理由の御説明を伺いたいと思存し
ますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと
認めます。それでは、これから竹山建
設大臣から御説明をお願いいたしま
す。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先般本會
議の御審議をいただきました、感謝い
たしております。この住宅融資保険法
案を、あらためてその趣旨の趣旨及び
法案の概要について御説明をさしてい
ただきます。

政府におきましては、住宅難のすみ
やかな解決をはかることをもって重要
施策の一つといたしてございまして、こ
れがため昭和三十年年度予算案におい
て公営住宅、公庫住宅、公団住宅等公的資
金による住宅建設の増大をはかる措置
を講じますとともに、他方民間自力に
よる住宅の建設力を増大して、住宅の
供給を円滑ならしめるための各般の施
策を講じつつある次第であります。

民間自力による住宅の建設を促進す
るため、政府といたしましては、租税
の軽減措置を拡充強化いたしますと
ともに、民間資金の住宅建設への導入を
容易ならしめる措置を講ずることが必
要であると考えているのであります。

このため、まづ、金融機關資金融通
準則を改訂し金融機關の住宅資金の貸
し出しが容易に行われる道を開いたの
であります。住宅の建設のためには
多額の資金を必要とし、しかもその資
金は長期にわたって固定化する消費的
資金と考えられ、かつ、住宅の担保価値
も低い等の理由のために、金融機關か
らの住宅建設資金の貸付は現在なお不
十分な状況にあります。住宅建設に対
する民間資金の融通を円滑にし、住宅
の建設を促進するためには、金融機關
が住宅建設資金を融通した場合、これ
による損失を填補する方策を講じ、金
融機關の行う住宅建設資金の貸付を容
易にすることが必要であります。

以上のような目的を達成するため、
住宅建設に必要な資金の貸付につき、
保険を行う制度を確立する本法案を提
案することとしたのであります。

次に、本法案の基本となつてゐる点
につきその概要を御説明申し上げます。

第一に、保険を行う機關は、住宅金
融公庫といたし、公庫は、金融機關を
相手方とし、その金融機關が住宅建設
等に必要資金を貸し付けたことを公
庫に通知いたしますことによつて、金
融機關の貸付金の額が一定の金額に達
するまで、その貸付金について保険關係
が成立する旨の契約を締結することが
できることとしたのであります。この場
合、公庫が事業年度ごとに保険をするこ
とのできる貸付金の総額は、国会の議
決を経た額以内といたしてあります。

第二に、保険關係が成立する貸付
は、住宅の新築のほか住宅等の増築、
改築、修繕及び移転、住宅建設に必要
な施設の建設、これらに必要な土地等
の取得及び造成に必要な貸付で、貸付
期間が六カ月以上のものといたしまし
た。

第三に、保険金額等につきまして
は、貸付金の額を保険額とし、この
額に、百分の八十を乗じて得た額を保
險金額とし、公庫が支払うべき保険金
の額は、保険額から貸付金の回収し
た額を控除した額に百分の八十を乗じ
て得た額とし、また、弁済期における
債務の不履行等を保険事故といたして
おります。

第四に、保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額以内とすることにいたしました。

第五に、以上のほか、この法律案におきましては、保険金の請求時期、保険金支払後金融機関が受領した回収金等について公庫と金融機関との間の精算に関する規定、保険契約の解除、保険約款等について必要な規定を設けておきます。

この法律案に基きまして、公庫は、昭和三十年度においては、以上申し上げました住宅融資のため五十七億円を限度として保険をいたす計画であり、このため、政府は、この基金として公庫に対し三億円の出資を予定しております。

以上本法案の提案理由と法案のおもな点につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。本法案の附則におきまして、この法案の施行のため及びこの際、耐火建築促進法に基く防火建築帯の区域内の家屋に対する融資の円滑化をはかるため、住宅金融公庫法等の一部を改正することといたしました。

何とぞ各位におかれましては、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(石川榮一君) 次に、本案の内容の説明を政府からお願いいたします。

○説明員(鮎川幸雄君) ただいま大臣から提案理由の説明がございました住宅融資法案中、主要な条文につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、この法律の目的を規定い

たしたものでありまして、住宅の建設等に必要資金の融通を円滑にするため、住宅の建設等に必要資金の貸付について保険を行う制度を確立し、これにより健康で文化的な住宅の建設を促進することをこの法律の目的とするを明らかにしたものであります。

第二条は、この法律の適用の範囲を明らかにするため、この法律において使用する主要な用語について定義を定めたものであります。すなわち住宅とは主として人の居住の用に供する家屋とし、住宅の建設とは住宅の新築、増築、改築、修繕、移転もしくは模様替えをいうこととしたものであります。なお増築、改築、修繕、模様替えは、居住部分と関連して店舗等の人の居住の用に供する部分以外の部分のみの増築、改築、修繕、模様替えを考へられますので、このような場合は、人の居住の用に供するためもしくは居住性を良好にするために行うものだけに限定することにいたしました。なお、住宅以外

の家屋の新築につきましても、その居住の部分にかかるとともに、また新たに建設した住宅でまた人の居住の用に供しないものの購入をも、住宅の新築の中に含めることにいたしました。次に、金融機関とは銀行、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合とし、給付とは相互銀行法第二条の契約に基く給付及び無尽業法第一条の無尽による給付をいうことにいたしました。

第三条は、住宅融資保険の基本となる保険者、保険契約の相手方、保険契約について規定いたしましたものであります。

す。まず住宅金融公庫(以下公庫と略称することといたします)は、事業年度またはその半期ごとに、金融機関を相手方といたしまして当該金融機関が貸付を行なったことを公庫に通知することにより、貸付金の額の総額が一定の金額に達するまで、貸付につき公庫と金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める総括的な契約を締結することができるといふこととしております。次に、公庫が保険契約を締結するときは、主務大臣の承認を受けた保険約款に基かなければならないものといたしました。

第四条は、保険関係が成立する貸付の要件についての規定であります。すなわち保険関係が成立する貸付は、住宅建設、住宅の建設に伴い通常必要な施設の建設、またはこれらのために必要な土地もしくは借地権の取得、もしくは土地の造成のための貸付であるとともに、その貸付期間が六月以上のものでなければならぬことといたしました。

第五条は、保険関係における基本的な事項である保険価額、保険事故及び保険金額についての規定したものであります。すなわちこの保険関係におきましては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期における債務の不履行による貸付金の回収未済、または会社更生法の規定による更正手続開始の決定、もしくは商法の規定による整理開始の命令、もしくは特別清算開始の命令のあったときにおける貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額といたしました。

第六条は、保険価額の総額の限度に

ついての規定でありまして、公庫は、保険に付する保険価額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内ではなければ、第三条の保険契約を締結することができないことと規定いたしました。

第七条は、保険料に関する規定で、保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額以内といたしました。

第八条は、公庫が実際に支払うべき保険金の額及びその計算の基準について規定いたしましたものであります。すなわち公庫が保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時まで貸付金の回収をした額を控除した残額に、百分の八十を乗じて得た額といたしました。

第九条は、金融機関が保険金を請求する場合について規定した条文でありまして、金融機関が保険金を請求することのできるのは、保険事故の発生の日から三月を経過した後でなければならぬこととするともに、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は保険金の請求をすることができないものとしたしております。

た額を、公庫に納付しなければならぬことといたしております。なお、支払いを受けた保険金の第八条に規定する残額に対する割合は、第十二条の規定により、公庫が保険金を一部しか支払わない特殊の場合を除き、百分の八十であります。

第十一条は、保険関係が成立した貸付について不当に損害が発生することを防止するための規定であり、金融機関は保険関係の成立した貸付金の回収については、通常の貸付金の回収の場合と同様に、貸付金の回収を努めなければならぬ旨を規定したものであります。

第十二条は、公庫が保険契約を解除することができる場合等に関して規定した条文でありまして、公庫は、金融機関がこの法律の規定または第三条第一項の契約の条項に違反したときは、保険関係に基づく保険金の全部もしくは一部を支払わず、保険金の全部もしくは一部を返還させ、または将来にわたって同条項の契約を解除することができるとを規定いたしました。

第十三条は、保険約款に関する主務大臣の承認に関する条文であります。公庫はこの法律に基く業務開始の際、約款を定め、主務大臣の承認を受けなければならぬこととし、これを変更しようとする場合も、同様に主務大臣の承認を得なければならぬものとしております。

第十四条は、主務大臣についての規定であり、この法律における主務大臣は建設大臣及び大蔵大臣といたしました。

第十五条は、公庫が保険約款に基かないで第三条第一項の契約を結んだと

きは、その違反行為をした公庫の役員または職員を三万円以下の過料に処することとした規定であります。

以上が住宅融資保険法案の条文の概要であります。

次に、附則において規定いたしました主要事項について御説明申し上げます。

まず、法律の施行期日につきましては、公布の日から施行することにしたしております。

次に、法律の制定に伴う住宅金融公庫法の一部改正について御説明申し上げます。

第一は、この法律によりまして公庫の目的及び業務の範囲が拡大せられることとなりますので、公庫法につきましても、第一条第二項及び第十七条第七項を改正して、住宅融資保険の業務を行わせる旨の規定を加えることいたしました。

第二は、第五条第三項を改正いたし、政府が公庫に出資する場合においては、その出資金の全部または一部が住宅融資保険の基金に充てられるべきものであるときは、住宅融資保険の基金に充てらるべき金額を示して出資するものとしたいたしました。

第三は、第二十三条第一項を改正して、新たに委託金融機関に対し、貸付金の回収に關連して取得した動産、不動産または所有権以外の財産権の管理及び処分業務を委託できるものとしたすとともに、地方公共団体に対しまして、この法律による保険の業務のうち、保険約款で定められた場合における金融機関の貸付についての調査を委託することができるといたしました。

第四は、第二十四条第二項を改正し

たしまして、公庫の業務方法書にこの法律による保険の業務の処理に關する準則を記載させることとしたいたしました。

第五は、第二十六条の次に第二十六条の二を新たに追加しまして、公庫が行う保険業務については特別勘定を設けて経理をしなければならないこととし、その他特別勘定に必要な事項を規定いたしました。すなわち政府が住宅融資保険の基金に充てらるべき金額を示して出資した出資金については、これを基金としたなければならないこと。特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならないこと。特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、この積立金を取りくずして整理し、なお足りない場合には、不足額を損失として繰り越して整理すること、及び損失の補填に充てる場合以外に積立金は取りくずしてはならないことを規定いたしました。

その他、保険法の施行に伴い、第二十七條、第三十一條及び第三十二條につきまして、それぞれ所要の改正をいたしました。

次に、保険法の施行に伴い、公庫の予算及び決算に關する法律及び建設省設置法並びに大蔵省設置法について、それぞれ所要の改正をいたしました。

なおこの際、公庫法第十七條第六項を改正いたしまして、耐火建築物促進法の規定により指定された防火建築帯の区域内における耐火建築物の建設を促進するため、相当の居住部分を有し、かつ、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階数三以上のものまたは基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部

分の建築を予定する構造とした二階建のものが、防火建築帯の区域内に建設される場合においては、その居住部分以外の部分の主要構造部につきまして融資の道を開くこととしたいたしました。

融資条件は従来通りでございます。

以上、住宅融資保険法案の主要な条文の概要についての説明をいたしました。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(石川榮一君) 御質疑のあります方は、逐次御発言を願いたいと思

います。

○田中一君 御承知のように、新聞で見ますと、自由党と民主党は話し合

をして、大幅な予算の組みかえをやつております。従つて、本国会に提案され

たところの幾々の法案そのものは全部これに關連すると思ふんです。従つて、審議の対象がぼけてきてゐることは御承知の通りだと思ふんです。そこで、全体にわたつて本委員会にか

かつておられますところの法案は、組みかえされる予算はもうあつかひされて

には衆議院においては採決があると思

いますけれども、これの總括的な説明

が大臣からなければ、これはむだな審

議をしなければならぬということにな

ると思ふ。あるいは実際に現実に遊離

した審議に入ることにしようと思ふん

です。ですから、大臣並びに各局長から

こまかく、組みかえ案という、民主

党、自由党との間に取引されたところ

の組みかえ予算というのに關連して

て、この法案が、全部の法案がどこに

どういう關連があつて、どうなつたか

ということを御説明にならないければ

どの法案も審議はできぬと思ふ。従つ

て、その意味において、今日もし建設

大臣が来られないならば、次の機会に

大臣に来てもらつて、全体の組みかえ

予算の裏付けとするところの法案、あ

るいは逆にこの予算に基くところのこ

の法案がどうなるかということ、御

説明願ひたい。それ以外には、まあ委

員会を無視して予算を組みかえすると

いうことが取引されたことになりまし

と、むだな審議をしなければならぬと

いうことになるんですね。たとえば、われわれは、公団法に基きまして二万戸の建設をするのだ、こういう考えがあつて、その考えで審議をいたしま

す。ところが、新聞紙上に伝へるとこ

そによりまして、五千戸ふやすかもし

れない。あるいは防火促進法に基くと

ころの補助金というものは廃止する

という。そして住宅融資保険法に基

いて、資をするという、交つたものが出

かと思ふ、新聞紙上に伝へるところ

によりまして、自由党の強い要求によつ

て、六千万円程度のものを補助金とし

てまた見ようというふうなことも喧伝

されてゐるのです。従つて、もし今建

設大臣がここでどこかに行きまして、少くともそういうものが二一四日中

に採決されるという現段階において、類かむりで行くことはけしからぬ。こ

れはむしろ、自由党、民主党という二

つの政党に對しての取引のみとは見ま

せん。少くとも政府が介在してこの法

案の成立を期待したと、大臣が、それ

は政党内の問題であつて行政の問題で

ないというところは、受け取れない。政

党政治である限り……従つて、大

臣からそのような詳細な説明がなけれ

ば、どの法案一つにしても審議ができ

ません。それを要求いたします。今政

○湯山勇君 そりいう意味ではなく

て、少くとも住宅関係法案が修正にな

務次官が来られなければ、大臣が来てはつきり説明してもらひたいし、政府委員を出して下さい。

○湯山勇君 私もただいまの田中委員の御提案に賛成したいと思ひます。と申しますのは、すでに閣議におきましてもあの修正については了承を經ておりますから、今後の審議の前提としてそういう内容を一応知つておかないと、それによつて変更があつた部分の取扱いが起るのではないかと、いろいろに思ひますので、ぜひそういう扱いをしていただきたいと思ひます。

○委員長(石川榮一君) 一応ごもつともな御主張ですが、実は修正案が衆議院において、あるいは明日の間にいて修正案が通るかもしれない。しかし参議院の側といたしましては、衆議院がはつきりしてありますから、その詳細については私どもはよく存じません。従つて、出ました後において今のような問題を取り上げて御協議を願ひたいと思ひますが、それはおそろしく明日あるいは明後日になつて思ひます。でありますから、いまだ衆議院を通過しておりますので、それから、そういう情勢であるというのを聞いておりまして、おそれませんから、住宅関係法案にどういうふうな修正が出てくるか私は存じておりません。そういう見地から、きようは一応この住宅融資保険法案、この法案の内容を予備審査するため、一応聞いておく必要があると思ひます。

○湯山勇君 そりいう意味ではなくて、少くとも住宅関係法案が修正になるかならないかというふうな腹がまえはできておると思ひます。でなければ

三

ば、開議で了承もできないわけですし、それからまた向うでまもらなければ、こちらで審議できないということも、これは理屈に合わないもので、現在予算は通っていないにしても、こういうことで審議してから後でなければ、予算審議のことには触れられないというにはならないわけですから、少くとも、これは変わるのか変らないのか、変える意思があるのかないのか、それくらいは確めて審議に入らなければ、何をやっているかわからないと思うのですが……。

○田中一君 今あなたの言おうとしているところは、今の提案理由の説明を聞いてからということでしょうが、これは了承します。了承しますが、それは緑風会の方に伺いたい、自民両派の予算の組みかえ案というものは、緑風会さんの方は参画して御承知でいらつしやいますか。もしいらつしやるのでなければ、私の言っている意見に對しては同感だと思つたのです。従つて、率直に伺いたいと思つたのですが……。

○委員長(石川榮一君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記をつけて下さい。

きようはこの程度で散会いたします。
午前十一時十六分散会

六月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託されよ。

住宅融資保険法案

住宅融資保険法案

(目的)

第一条 この法律は、住宅の建設等

に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の住宅の建設等に必要資金の貸付につき保険を行う制度を確立し、もつて健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅 主として人の居住の用に供する家屋をいう。

二 住宅の建設 住宅の新築(住宅以外の家屋の新築で人の居住の用に供する部分に係るもの及び新築された住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。)若しくは住宅の移転又は家屋の増築、改築、修繕若しくは模様替で、人の居住の用に供するため若しくは居住性を良好にするために行ふものをいう。

三 金融機関 銀行(日本銀行を除く)、保険会社、無尽会社、信用金庫、労働金庫及び信用協同組合をいう。

四 給付 相互銀行法(昭和二十六年法律第九十九号)第二条第一項第一号の契約に基づく給付及び無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条の無尽による給付をいう。

(保険契約)

第三条 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、事業年度又はその

の半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が貸付(給付を含む。以下同じ。)を行つたことを公庫に通知することにより、貸付金の額(給付の場合は、当該給付に係る契約に基づいて給付後において受け入れらるべき掛金の額。以下同じ。)の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、公庫と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を結ぶことができる。

2 公庫は、前項の契約を結ぶときは、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基かなければならない。

(保険関係が成立する貸付)

第四条 前条第一項の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する貸付は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

一 住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設(以下「施設」という。)の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付であること。

二 貸付期間(給付の場合は、給付の時から当該給付に係る契約の期間の満了の時までの期間)が六月以上であること。

(保険価額、保険事故及び保険金額)

第五条 保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期(給付の場合は、当該給付に係る契約の期間の満了の時)における債務

の不履行による貸付金の回収未済(給付の場合は、掛金の受入未済。以下同じ。)又は会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定若しくは商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条の規定による整理開始の命令若しくは同法第四百三十一条第一項の規定による特別清算開始の命令のあつた時における貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険価額の総額の限度)

第六条 公庫は、保険関係における保険価額の総額の金融機関を通ずる合計額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内であれば、第三条第一項の契約を結ぶことができる。

(保険料)

第七条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額以内とする。

(保険金)

第八条 公庫が保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時までに貸付金の回収(給付の場合は、掛金の受入。以下同じ。)をした額を控除した残額に、百分の八十を乗じて得た額とする。

第九条 金融機関は、保険事故の発生の日から三月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

(回収金の納付)

第十条 保険金の支払を受けた金融機関は、その支払の請求をした後貸付金の回収をした額と保険金の支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に對する割合を乗じて得た額を公庫に納付しなければならない。

(貸付金の回収)

第十一条 金融機関は、保険関係が成立した貸付について、貸付金の回収に努めなければならない。

(契約の解除等)

第十二条 公庫は、金融機関がこの法律の規定又は第三条第一項の契約の条項に違反したときは、保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同条同項の契約を解除することができる。

(保険約款)

第十三条 公庫は、この法律に基づく業務開始の際、保険約款を定め、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

(主務大臣)

第十四条 この法律における主務大臣は、建設大臣及び大蔵大臣とする。

(過料)

第十五条 公庫が、第十三条の規定による承認を受けた保険約款に基

かないで第三第一項の契約を結んだときは、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 住宅金融公庫法の一部改正
法律第五十六号の一、二を次のように改正する。

第一条第二項中「基き」を「基き」に改め、「融通すること」の下に「及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第 号）に基き金融機関の住宅建設等に必要資金の貸付につき保険を行うこと」を加える。

第五條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が住宅融資保険法（以下「保険法」という。）による保険の基金に充てられるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十七條第六項を次のように改める。

6 公庫は、人の居住の用に供する相当の部分をも有し、かつ、主要構造部が耐火構造である家屋で、地上階敷三以上のもの又は基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建築を予定した構造とした二階建のものが建設される場合において、特別の理由によりやむを得ないと認められるとき、又は当該家屋が耐火

建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）第四條第一項の規定により指定された防火建築帯の区域内に建設されるときは、当該家屋の人の居住の用に供する部分以外の部分を建設する者に對し、当該部分のうち当該家屋の人の居住の用に供する部分の床面積の合計の二分の一以下に相当する床面積を有する部分の主要構造部を建設するために必要な資金を貸し付けることができる。

第十七條第七項中「資金貸付の業務」の下に「及び保険法による保険の業務」を加える。

第二十三條第一項中「回収に関する業務」の下に「並びに貸付金の回収に關連して取得した不動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分」を「土地に係る造成工事」の下に「並びに保険法による保険の業務のうち同法第十三條に規定する保険約款で定められた場合における金融機関の貸付について

の調査」を加える。

第二十四條第二項中「処理に關する準則」の下に「並びに保険法による保険の業務の処理に關する準則」を加える。

第二十六條の次に次の一條を加える。

（特別勘定）
第二十六條の二 公庫は、保険法による保険については、特別勘定を設けて経理しなければならぬ。

2 前項の特別勘定においては、第五條第三項後段の規定により

政府が示した金額に相当する金額をもつて基金としなければならない。

3 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

4 第一項の特別勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の積立金を取りくずして整理するものとし、なお損失がうめられなるときは、その額を損失の繰越として整理するものとする。

5 前項の規定により損失をうめる場合を除いては、第三項の積立金を取りくずしてはならない。

第二十七條第三項中「第一項の下に「利益金を納付する場合における損益計算は、前条第一項の特別勘定の損益を控除して行うものとするほか、同項の」を加える。

第三十一條第二項中「及び融通法」を「融通法及び保険法」に改める。

第三十二條第一項第一号中「若しくは融通法」を「融通法若しくは保険法」に改める。

（公庫の予算及び決算に關する法律の一部改正）
3 公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「資産の運用に係る収入」の下に「収入保険料（住宅金融公庫の場合に限る。）を」、「利子」の下に「支払保険金（住宅金融公庫の場合に限る。）」を加える。

（建設省設置法の一部改正）
4 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第二十三号の二中「及び産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）」を「産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條第六号の二中「融通」の下に「及び住宅融資保険」を加える。

六月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路整備費財源の確保等に関する請願（第五一三号）

二、熊本県市房ダム建設促進に関する請願（第五六六号）

三、熊本県球磨川改修工事促進に関する請願（第五六七号）

四、熊本県球磨郡の災害復旧事業促進に關する請願（第五六八号）

五、道路との關係における車両制限令制定反對に關する請願（第五九九号）

一、国道一號線舗装工事促進に關する請願（第五九四号）
第五一三号 昭和三十年五月二十五日受理
道路整備費財源の確保等に関する請願
請願者 東京都千代田区三年町

一尚友会館内 田辺秀
世外二名
紹介議員 小澤久太郎君
昭和三十年道路予算案並びに地方道路税創設案は道路整備促進の誠意に著しく欠けるばかりでなく、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の精神を没却し、かつ道路費負担の公正を要するものであるから、昭和三十年道路予算案については、ガソリン税率を一万三千円にすえ、國の道路費予算額の増大を計ることおよび昭和二十九年ガソリン税の自然増収額を本年度道路費予算として追加計上すること等の措置を講じ、地方道路税制度については、道路費負担の公正等について善処せられたいとの請願。

第五六六号 昭和三十年五月二十六日受理
熊本県市房ダム建設促進に關する請願
請願者 熊本県人吉市長 洲田
紹介議員 深木 六郎君
熊本県市房ダムは、治水、農地かんがい、発電の多目的ダムとして、昭和二十八年から建設省直轄にて工事が進められていたが、本ダム建設に關し、ダム建設地の水没予定住民の抵抗があつて当局に迷惑をかけていたところ、最近地元民のふん圓氣がいつじりしく好転し、その大半は補償等についてむしろ待機の氣配がうかがわれるに至つてゐるから、この機を逸せず今年中に本格的な補償が行われると、今後の事業は比較的順調に進ちようとするものと思われ、本年度においてはその相当額の予算を配分して本工事を促進せられたいとの請願。

第五六七号 昭和三十年五月二十六日受理
熊本県球磨川改修工事促進に關する請願

請願者 熊本県人吉市長 河田 長一郎外一名
紹介議員 深水 六郎君

熊本県球磨川は、同県南部を東西に貫流する日本三急流の一であつて、数年前のキジヤ台風によつて十數億円にのぼる被害を受けたのであるが、幸い昭和二十二年から七箇年計画で改修工事が着工され、以來六箇年の歳月を費し、関係当事者と地元民一体の協力にもかかわらず、まだに全工事の十二パーセントを建設したにすぎず、この分では完成まで三十数年を要する計算となり、完成前にまた種々の水害があるとなれば結局工事と被害の循環となり、完成も危ぶまれる状況であるから、すみやかに本工事が完成されるよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第五六八号 昭和三十年五月二十六日受理
熊本県球磨郡の災害復旧事業促進に關する請願

請願者 熊本県人吉市願成寺町 球磨地方事務所内 田村岩男
紹介議員 深水 六郎君

熊本県球磨地方は戦時中の無計画な森林の濫伐によつて台風ごとにじん大な被害を受けているが、本地方における災害復旧状況は、昭和二十九年大災害においてわずかに二十二・七パーセント、過年度災害において六十一・五パーセントという実情であるから、本地方の災害復旧予算配賦については特

に増額せられ、その災害復旧を促進せられたいとの請願。

第五六九号 昭和三十年五月二十六日受理
道路との関係における車両制限令制定に關する請願

請願者 長野県議會議長 黒岩 市兵衛
紹介議員 池田宇右衛門君

政府においては道路法第四十七条第一項の規定に基づき、「道路との関係における車両制限令」第三次試案を発表したが、長野県下の道路の特質は山間をぬい、曲折し、地形にいちじるしい制約を受けているため、この規則を実施されると六つの自動車は運行できなくなり、一般産業はまひ状態に陥り、物資の供給も極度に制約を受け社会不安をひき起すおそれがあり、道路の整備がまず考えられるべきであつて、この試案にはあくまで反対であるから、他の適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第五九四号 昭和三十年五月二十六日受理
国道一号线舗装工事促進に關する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町長 西居忠一外四名
紹介議員 村上 義一君

新国道一号线は、東京、大阪間の本洲随一の縦貫重要道路として完成され、舗装工事も漸次着手されているが、滋賀県甲賀郡地先は、いまだ舗装が施工されていないため、日毎に激増する交通量に加え重量大型自動車の進出と相まつて、道路の破損がはなはだしく、運輸業界における最大の難所とされ、交通事故の発生も他に類例を見ない所であるばかりか、沿道の農作物もじん大な被害を受けている実情であるか

ら、すみやかに継続延長工事として本地元先域にわたり舗装工事を実施せられたいとの請願。

六月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

水防法の一部を改正する法律案
水防法の一部を改正する法律案

条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第十條の見出しを「洪水予報」に改め、同条中「中央氣象台長、管

区氣象台長又は測候所長」を「中央氣象台」に、「氣象」を「氣象等」に、「處がある」と認めるときは、「

を」おそれがある」と認められるときは、「に」に改め、「報道機関」の下に「以下「報道機関」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあると認められるときは、中央氣象台と共同して、その状況を水位又は流量を示して関係都府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知せなければならぬ。

3 前項の河川は、建設大臣が運輸大臣に協議して定める。

第十條の次に次の四條を加える。

(洪水予報の通知)
第十條の二 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(水位の通報)
第十條の三 前条に規定する水防管理者又は量水標管理者は、洪水又

は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は前条の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

(水防警報)
第十條の四 建設大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、建設大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したもののについて、水防警報をしなければならぬ。

2 建設大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)
第十條の五 水防管理者は、水防警

報が発せられたとき、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他水上必要があることを認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出动させ、又は出動の準備をさせなければならない。

第十六条第一項中「他の水防管理者、市町村長又は消防長」を「他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定による応接のため要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

第二十条第二項中「日本放送電株式会社通信施設」を「電気事業通信施設」に改める。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条まで削除

「第五章 費用負担」を「第五章 費用の負担及び補助」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(利益を受ける市町村の費用負担)
第三十二条の二 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要

する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてしを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてしをしよとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

第五章第三十三条の次に次の一条を加える。

(費用の補助)
第三十三条の二 都道府県は、第三十二条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 同は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による困民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第三十四条を次のように改める。
(第三十七条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)
第三十四条 第三十七条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病氣にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病氣により死亡し、若しくは廃疾となつたときは、当該水防管理団体は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。
(報告)
第三十四条の二 建設大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に著しい功勞があると認められるものに対し、建設省令で定めるところにより、報賞を行うことができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。
(勧告及び助言)
第三十五条の二 建設大臣は都道府県又は水防管理団体に對し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に對し、水防に關し必要な勧告又は助言をすることが出来る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項及び第二項中「高潮及び波浪を」「高潮、波浪及び洪水」に改める。
第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 中央気象台は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十條第三項の規定により定められた河川について、建設大臣と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 第十三条第三項の規定は、前二項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、第十三条第三項中「中央気象台は、前二項の予報及び警報をする場合は」とあるのは、「中央気象台又は中央気象台及び建設大臣は、それぞれ第十四条の二第一項又は第二項の予報及び警報をする場合は」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定により中央気象台が建設大臣と共同して予報及び警報をする場合における建設大臣については、第十七条及び

第二十三条の規定は、適用しない。
第十五条第一項中「又は前条第一項」を「、第十四条第一項又は前条第一項若しくは第二項」に、

「高潮及び波浪を」「高潮、波浪及び洪水」に、「又は日本放送協会」を「、日本放送協会、建設省又は都道府県」に改める。
第十七条第一項中「高潮又は波浪を」「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第二十三条中「高潮及び波浪を」「高潮、波浪及び洪水」に改める。
第二十四条第一項中「高潮又は波浪を」「高潮、波浪又は洪水」に改める。

第三十七条中「高潮若しくは波浪を」「高潮、波浪若しくは洪水」に改める。

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第十二号中「水防の」を「洪水予報及び水防警報に關する事務を管理し、水防の」に改める。

4 洪水予報及び水防警報の実施に關すること。
北海道開発法(昭和二十五年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の一号を加える。

四 建設省の所掌に係る洪水予報及び水防警報の実施に關すること。

昭和三十年六月十日印刷

昭和三十年六月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局